一般廃棄物処理業変更届出書の添付書類について

変更事項	
1 個人の氏名	(1) 住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。外国
1 個人の人名	人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍の記載
	のあるものに限る。以下本表中において同じ。)
	(2) 登記されていないことの証明書等の省令第2条の
	2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査す
	るために必要と認められる書類
	(3) 誓約書(要領様式第22号)
	(4) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
2 個人の住所	(1) 住民票の写し(移転でない場合は、住居表示証明等
	の従前住所及び現住所が確認できる証明書)
	(2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図(要領様式第
	2 1 号)
	(3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
3 法人の名称	(1) 定款又は寄付行為
	(2) 登記事項証明書(名称を変更したことが確認できる
	ものに限る。)
4 4 6 4 4 4 4	(3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
4 法人の本店住所	(1) 登記事項証明書(移転でない場合は、登記事項証明
	書又は住居表示証明等の従前住所及び現住所が確認 できる証明書)
	くさる証の責/ (2) 本社、主たる事務所、事業場の案内図(要領様式第
	21号)
	(3) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
5 事務所及び事業場の	(1) 本社、主たる事務所、事業場の案内図(要領様式第
所在地	2 1 号)
	(2) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
6 法人の役員、政令使用	(1) 登記事項証明書(就任、退任日等が確認できるもの
人及び法定代理人並び	に限る。)
にその者の氏名	(2) 登記事項証明書に記載のない者については、就任又
	は退任の記載のある議事録の写し等
	(3) 政令使用人については、組織図 (4) 住民票の写し(従前から引き続きの者は除く。)
	(5) 登記されていないことの証明書等の省令第2条の
	2の2に規定する者に該当しないかどうかを審査す
	このとに焼たりる石に飯目しないがこうがで番目りるために必要と認められる書類(従前から引き続き
	役員の者は除く。)
	(6) 誓約書 (要領様式第22号) (従前から引き続きの
	者は除く。)
	(7) 役員新旧一覧表(要領様式第30号)(新任の役員
	の方にはふりがなを記載)
	(8) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し

	7 運搬車両	(1)	運搬車両一覧表 (要領様式第11号)
事		(2)	自動車検査証の写し(新たに届出する車両に限る。)
		(3)	車両の写真(要領様式第15号)(新たに届出する
業		, ,	車両に限る。)
の		(4)	当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
用用	8 駐車施設	(1)	車庫の案内図及び配置図(要領様式第17号)
		(2)	自らの所有地の場合は、土地の登記事項証明書。そ
に			れ以外の場合は賃貸借契約書の写し等使用権原が確
供			認できる書類
す		(3)	当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
^	9 上記以外の事業	(1)	事業用地内の配置図
る	の用に供する施設	(2)	変更した施設の構造を明らかにする平面図、立面
施		図、	断面図、構造図及び設計計算書等
設		(3)	当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
取		(4)	その他市長が必要と認める書類
8	処理概要(市の指定処	(1)	[処理概要書](要領様式第14号)
理	!施設に搬入しない廃	(2)	当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
棄	物を取り扱う場合)	(3)	その他市長が必要と認める書類

一般廃棄物処理業廃止届及び欠格要件該当届添付書類

届出事項		添付書類
1	廃止届	(1) 当該一般廃棄物処理業の許可証
2	欠格要件該当届出	(1) 当該一般廃棄物処理業の許可証の写し

廃止しようとする業の許可証を亡失(文字が判読できない程度に損傷し、又は、汚損 した場合を含む。)した場合は、当該許可証に代えて、届出者が個人の場合は住民票の 写し及び印鑑証明書、法人の場合は登記事項証明書及び印鑑登録証明書をもって代え ることが出来ます。

注)

- 1 変更届出書に係る書類は、正・副2部作成し、提出してください。 <u>郵送でも受け付けますが、必ず副本1部の返送用封筒(宛先を記入し、切手を貼っ</u> たもの)又はレターパック (宛先を記入したもの) を同封してください。
- 2 添付書類のうち、住民票、法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明 書等は、発行後3ヶ月以内のもの、土地の登記事項証明書は発行後6ヶ月以内のも のが必要です。
- 3 副本は、受付印を押してお返ししますので、大切に保管してください。
- 4 住所、氏名又は名称及び代表者の変更の場合などは、許可証を書換えます。なお、 許可証の書換えには2~4週間かかります。

新しい許可証は郵送もできますので、ご希望の方はA4版の入る返信用封筒に460円分の切手を貼り(レターパックプラスでも可)、宛先を記入して持参又は同封してください。(変更届を郵送で提出される場合、副本返送用と許可証郵送用の封筒は別にご用意ください。)また、行政書士あての場合は許可証受領の委任状が必要です。

送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 環境局廃棄物指導課